

第4章 緑地の保全および緑化の推進のための具体的施策の展開

1 施策の体系図

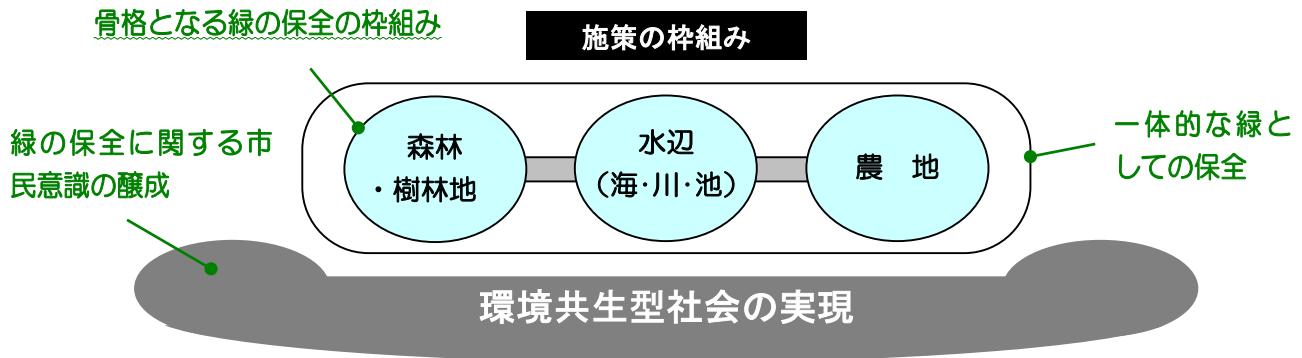
■計画のテーマ

緑あふれる心やすらぐまち「すずか」



2 各方針に対する具体的施策の展開

1) 方針1(鈴鹿市の骨格となる緑の保全を図ります～緑地の保全～)に対する施策の展開



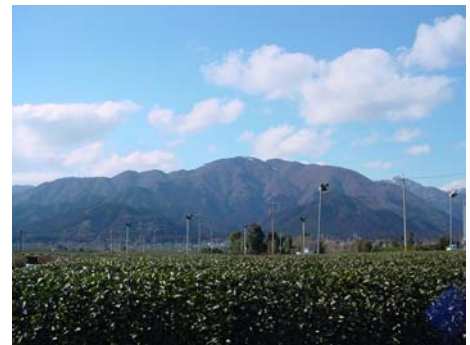
(1) 森林・樹林地の保全と活用

① 鈴鹿山脈の緑の保全と活用

鈴鹿市の北西に広がる鈴鹿山脈は、鈴鹿市の個性を表現する景観要素であり、国定公園に指定されるなど優れた自然環境を有するシンボリックな緑です。

また、この山並みには、入道ヶ岳、小岐須溪谷などの観光資源、椿大神社、桃林寺といった歴史・文化と結びついた緑があることから、緑のレクリエーション拠点としても重要な地域です。

このようなことから、鈴鹿山脈の緑については、自然公園法その他の法令による指定の趣旨を遵守し、森林の適正な管理、観光資源としての必要最小限の整備・管理に留め、その自然環境の保全に努めます。



② 河岸段丘斜面緑地の保全

河岸段丘の斜面緑地は、動植物の貴重な生態環境として、また防災機能の点、さらには鈴鹿市の個性を表現する景観要素として、地権者との合意形成により、都市緑地法等を用いた保全を検討します。

③ 里山の保全と活用

鈴鹿市南西部の丘陵地では、丘陵地の谷筋に農地が帯状に連なっており、典型的な里山の風景が展開しています。

この典型的な里山環境は、多様な動植物の生息・生育地だけでなく、身近な自然環境学習の場としても重要な地域であることから、生物多様性の確保や市民活動の場の促進のため、地権者との合意形成により、都市緑地法等を用いた保全の検討や里山の再生に向けた市民参加の場として『(仮称)市民の森』の指定を行うなどその保全と活用を図ります。

④ 歴史文化と結びついた緑の保全

鈴鹿市は、特に鈴鹿川流域においては伊勢国分寺跡や古墳といった多数の考古学的資源を有しており、これらは市民が自然に親しむことができ、ふるさとの歴史・文化を認識できる貴重な緑であることから、伊勢国分寺跡およびその周辺を「歴史公園」として整備するなどにより保全を図ります。

また、地域の歴史や文化と密接なつながりがある天然記念物などの指定文化財についても貴重な緑として保全します。

さらに、歴史的資源ともいえる社寺の樹林についても、『(仮称)市民の森』の指定を行うなどその保全を図ります。



⑤ 市街地内に残された樹林地の保全

海のみえる岸岡山緑地及び伊奈富神社の周辺などの市街化区域内に残されたまとまりのある緑は、必要性および緊急性に応じ、地権者との合意形成により、都市緑地法等を用いた保全を検討します。

(2) 水辺の保全と活用

① 伊勢湾沿岸の緑の復元

鈴鹿市の海岸部は伊勢の海県立自然公園に指定されており、この区域の千代崎海岸、鼓ヶ浦海岸は海水浴場として利用され、箕田公園、鼓ヶ浦サン・スポーツランドといったスポーツレクリエーションの拠点として活用されています。

なお、白砂青松の美しい景観を呈している松林の保全・再生にあたっては、海浜性の貴重な動植物の保護など自然の砂浜環境に影響のないよう、植栽や維持管理の方法等について情報提供を行っていきます。



② 河川環境の保全と整備

鈴鹿川をはじめとする河川は、本市にとって貴重な自然空間であり、水と緑のネットワークを構築する上で重要となる環境軸と位置付けることができることから、より緑豊かな河川環境を実現するため、河川整備等においては、関係機関との連携を図り、治水上必要とする安全性を確保しながら、生物の良好な生息・生育環境を可能な限り改変しないよう保全と整備に努めます。

③ ため池の保全

農業用灌漑用水としての機能を有するため池は、降雨時の遊水池として洪水調整機能をあわせもっており、周辺の農用地などの緑と共に重要な役割を果たすため、その保全のため、環境との調和に配慮した整備を推進します。

(3) 農地の保全と活用

① 農地の保全

鈴鹿市の農地は、その特徴として大きく2つに分類でき、鈴鹿川の山側においては茶やさつきなどの畑地が広がり、海側においては主に土地基盤整備がなされた水田が広がっています。これらの農地は、農業生産の場であるほか、洪水防止、生きものの生息、ふるさと景観の形成などの多様な機能を有していることから、農用地区域に指定されている農地については、その指定を継続していくとともに、担い手の育成・集落営農の促進や生産基盤整備などの農業政策を通じて優良農地として確保し、保全していきます。

② 農地の有効活用

農地は、食料生産の基本であり、環境の保全・災害の防止・景観の形成等の面からも重要な役割を担っていますが、高齢化による担い手の減少、米価の下落などの理由から遊休農地が増加傾向にあります。

遊休農地の増加は、病害虫の発生、一体的な土地利用の分断による作業効率の低下など周囲の営農環境に悪影響を与えるほか、農地が副次的にもつ遊水機能をも低下させ、田園景観を損なうことから、耕作されない農地は、市民との交流およびレクリエーションの場としての活用を図るため、ふれあい農園の充実を検討します。



(4) 環境共生型社会の実現

① 多様な生態系の保全に向けた取組みの推進

鈴鹿市の自然調査の結果を基に、鈴鹿山脈や里山などに生息・生育している貴重な動植物の保全に努めます。

また、市民参加を通じた身近な動植物の調査観察会を継続的に実施し、身近な環境の変化を敏感に感じ取り、環境づくりに参加する市民意識の醸成を促します。

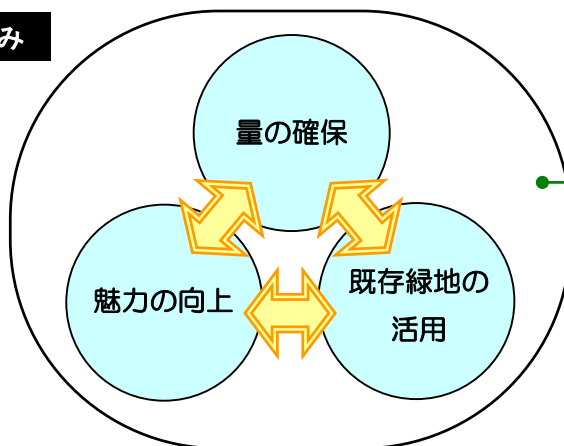
② 緑のリサイクルの推進

公園や街路樹から発生する樹木の剪定枝葉などの植物廃材については、チップ化することによって資源の循環を図ります。

チップは、肥沃な土壌生成や保水力の向上、自然系の公園緑地の園路や遊具下のクッション材等に活用したり、緑化意識の普及啓発の一環として、緑化イベント等において市民に配布するなどの取組みを実施します。

2)方針2(緑の拠点となる公園緑地等の整備および確保を図ります～緑の拠点整備～)に対する施策の展開

施策の枠組み



都市の拠点、身近な生活圏の拠点としての公園づくりの枠組み

(1) 都市公園の整備

① 身近な都市公園の整備

街区公園、近隣公園、地区公園といった市民が日常的に利用する身近な都市公園については、特に市街化区域内の人口密集地で、都市公園の充足度の低い地区を優先しながら整備を進めます。

また、市街地再開発事業や土地区画整理事業といった面的な都市基盤整備においても都市公園を確保していきます。

さらに、都市公園の用地確保の一環として、都市公園法に基づく土地所有者からの借地方式を活用し、より効率的な都市公園の整備を図ることを検討します。

なお、身近な公園を整備する際は既設の公園も含め、特に地域住民の防災に配慮することとし、具体的には、防災上有効な植栽、広場、照明施設などの配置を行いながら、一次避難地としての機能を有するものとしします。



② 特色ある都市公園の整備

都市計画決定されている深谷公園の整備を図ります。この深谷公園は、周辺の豊かな自然環境と調和させ、自然とのふれあいを実感できる『里山ゾーン』の緑の拠点として整備を進め、周辺に位置する鈴鹿スポーツガーデンとの連携を図ることにより、市南西部におけるスポーツレクリエーション拠点としての活用も図ります。

また、鈴鹿フラワーパークや海のみえる岸岡山緑地などの既設の都市公園については、それぞれがもつ特色を活かし、適切な施設整備と維持管理のもと、まちの緑の拠点としてその質を高めていきます。

さらに、市民の散策やスポーツレクリエーションの拠点である鈴鹿川河川緑地については、住民ニーズの把握に努め、関係機関との調整により、その区域拡大等の措置を講じることとします。



(2) 魅力ある公園づくり

① 都市公園の緑化推進

新設する都市公園は緑豊かな公園となるよう努めます。また、既設の都市公園についても、四季を通じて花が咲き誇る公園、芝生の広がる公園、住む人に魅力や親しみが感じられるようなシンボルツリーの植栽、延焼防止のための緑のボリュームアップ、身近な生き物の生息環境を確保するためのビオトープづくりなど、公園が魅力あるものとなるよう、市民の意見を取り入れた公園の緑化の手法等を検討します。



② 住民ニーズに配慮した公園再整備

子供から高齢者まで、誰もが憩える公園の整備を推進していきます。具体的には、既設の身近な公園を中心として、設置からある程度年数の経過した公園や周辺の世帯構成の変化などにより住民のニーズに合わなくなった公園については、住民の意向の把握に努めながらその再整備を図ります。

また、障害者、高齢者等が利用しやすい公園づくりを推進するため、便所、出入口などの公園施設のバリアフリー化を進めます。

③ わがまちの公園づくり

都市公園の魅力化の一環として、行政主導ではなく、地域住民が主体となり、住民とともに育っていく都市公園をめざすため、住民が公園の日常的な維持管理に深く関わっていけるよう、除草清掃だけでなく、花壇への花の植付けなどを支援するため、「公園美化ボランティア」を制度として充実させ、住民にとって自慢となる公園づくりを実践できるようにします。



(3) 多様な手法を用いた公園緑地等の確保

① 子供広場等整備補助制度の活用

鈴鹿市では、地域住民が、児童に対して安全な遊び場を与え心身の健全な発達に資するとともに、スポーツを通じて地区住民相互の連帯を図ることを目的として整備する「子供広場」および「運動広場」について、鈴鹿市子供広場等整備事業補助要綱に基づき、その整備等に対する補助事業を実施しています。

この制度については、地域住民にとって都市公園と同等の機能を発揮する公園広場の確保が図られるという効果があることから、市の都市公園整備事業を補完する制度として有効に活用していきます。

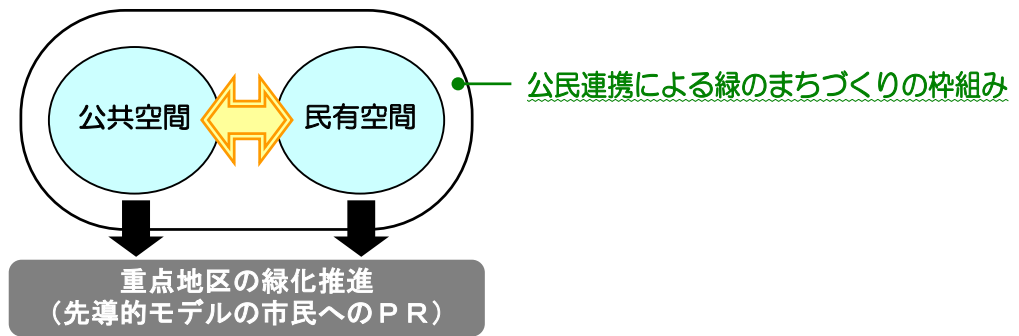
② 市民緑地契約の締結

都市において緑とオープンスペースを確保していくためには、都市公園の整備とあわせて、都市内に残された緑地の保全を図るとともに、これを住民の利用に供する緑地として確保・整備することが重要です。

鈴鹿市では、都市緑地法に規定されているこの「市民緑地」制度を用い、土地所有者との借地契約の締結を行い、都市公園に準じた公園緑地の確保を検討します。

3)方針3(魅力ある豊かな緑空間およびそのネットワークを図ります～まちの緑化推進～)に対する施策の展開

施策の枠組み



(1) 公共用地の緑化推進

① 公共施設の緑化推進

市役所、文化会館などの公共施設は、多くの市民が訪れる市のシンボリック施設であることから、公共施設については、緑のもつ環境・防災・景観機能に配慮して積極的な緑化を推進し、市民・企業等の緑化を先導します。

また、これから新設や改築をしようとする公共施設については、十分な緑化スペースを確保するよう努めます。



② 学校の緑化推進

緑豊かな学習環境を提供するため、児童・生徒の安全確保に気配りした小・中学校の緑化を推進します。具体的には、学校の森づくり、シンボルツリーの育成などを通じ、施設の緑化推進を図るとともに、次代を担う子供たちに自然を学ぶ場を提供する取組みについて充実していきます。

③ 道路緑化の推進

都市計画道路などの幹線道路は、緑のネットワークを構築する上で主となる環境軸と位置付けられるため、その整備にあわせて、積極的に道路幅に応じた街路樹による緑化を図ります。その際の樹種の選定にあたっては、騒音や排気ガスの軽減、景観の向上などの機能を考慮して行います。

また、街路樹については、自然の樹形の保持や、枯死などで生じた欠損箇所への補植など適正な維持管理に努めるとともに、駅前広場等へ花類の定植を進めることにより、四季の移り変わりや潤いを感じられるといった道路景観の向上を図りながら、花を通じ、植樹帯の維持管理に対する市民の参加意欲の向上も図ります。



④ 河川の緑化推進

鈴鹿川などの水辺は、水と緑のネットワークを構築し、潤いのある景観の形成に果たす役割が大きいことから、関係機関との連携を図りながら周辺の自然環境を活かした多自然型川づくりによる豊かな自然の保全と再生を検討します。



(2) 民有地の緑化推進

① 住宅地の緑化推進

住宅地の緑は、まちの緑の連続性を促進する要素であり、特に接道部は公共性が高いことから、その緑化を推進し、住宅地の景観と防災性の向上を図ります。また、庭での花壇づくりや植樹による緑化、庭にその余地のない住宅でも、玄関周りや軒先などでのプランター等による緑化を推進します。

これらの住宅地における緑化を推進するため、花や植木の苗の配布、塀を生け垣とする際の助成制度などの導入を検討します。



② 工場・事業所の緑化推進

工場の緑は、公害防止、防災機能、景観の向上を図る上で重要です。鈴鹿市の比較的規模の大きな工場については、生産環境と周辺環境との調和がとれた理想的な緑化がなされています。このようなことから、新設される工場等については、関係規定に基づいた緑地の確保を指導します。

また、小規模な工場・事業所についても、まちの環境と景観に影響を与えることから、接道部の緑化等を働きかけていきます。



③ 開発時における緑化推進

開発事業の施工に際し、一定の緑地の確保、生垣等の設置など適正な指導を行うことにより開発区域内の緑化に努めます。

(3) まちの重点的な緑化推進

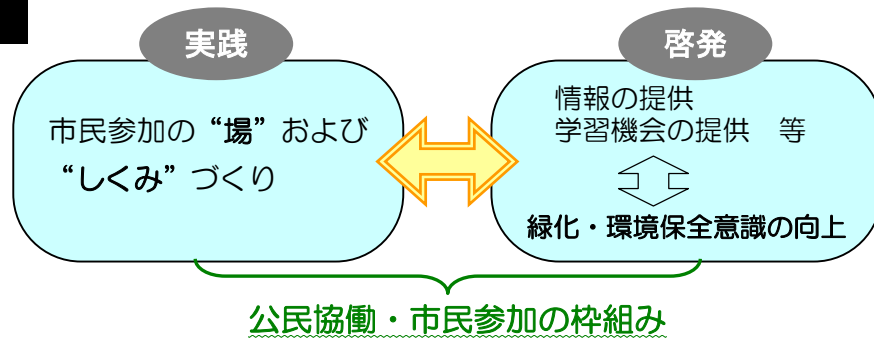
①「緑化重点地区」制度の活用

緑化重点地区は「緑の基本計画」制度創設に伴い、法律上の制度として創設されたもので、緑化重点地区においては、行政による重点的な緑化施策に加え、住民および企業等がそれぞれの立場で自主的な緑化の推進が行われることを求めており、それぞれの主体の協働によって緑化を進めるモデル的な地区です。

鈴鹿市では、今後の鈴鹿市緑の基本計画の実施にあわせ、まちの緑化推進の一環として「緑化重点地区」制度を活用していきます。

4)方針4(市民との協働による緑づくりを図ります～市民参加の促進～)に対する施策の展開

施策の枠組み



(1) 市民との協働に向けたしくみづくり

① 緑づくりの支援

住宅や工場・事業所などの民有地緑化を推進するため、助成制度や花植木などの配付事業など、市民や企業のニーズに柔軟に対応できるよう支援施策の導入を検討します。

② 緑化推進のための環境づくり

地域住民が主体となった緑づくりを推進するため、都市計画や協定によるまちづくりの手法などを活用し、緑地の確保や接道部緑化などを誘導していく環境づくりを推進します。具体的には、地域住民の合意や地域の特性に応じた緑地協定の締結や地区計画の策定、土地区画整理事業や市街地再開発事業といった面的な基盤整備事業、さらには緑化重点地区の指定と地域住民との連携によるまちの重点的な緑化推進などにより、緑豊かなまちづくりを図ります。



③ 市民が主体となった緑へのかかわり

新しく整備する身近な公園については、住民のニーズに配慮しながら推進することとします。

また、地域住民による既存の公園の維持管理については、既存のボランティア事業を拡充し、清掃・美化活動にあわせ、さらに積極的かつ活発な維持管理活動が図られるよう、花苗支給と花壇づくりに関する制度を充実化し、『樹木の里親制度』についても導入を検討します。



④ 緑の基金の育成と効果的な活用

市民や企業に対する啓発活動を積極的に展開することにより、緑の基金の育成と緑化推進事業に対する効果的な活用を図ります。

(2) 緑を守り・つくる意識の共有

① 環境学習等の充実

市民が自然や緑にふれあう機会がもてるよう、自然観察会や自然体験学習などを開催し、市民の緑化意識や自然環境保全の認識の高揚を図ります。また、金生水沼沢植物群落等のリーフレットを作成し、環境学習の推進を図ります。



② 緑に関する講座等の開催

緑に関する専門家などによる花植木の育成や管理の講習会や、生涯学習の場などにおける園芸教室等を開催し、緑化に対する市民の関心を高めていくことに取り組みます。

③ 緑化イベントの開催

市民が緑に親しみ、緑に対する関心を高める機会として、緑化イベントを開催します。この緑化イベントにおいては、本計画の周知を含め、花植木の即売会や無料配付、記念植樹、各種講習会、緑に関する絵画・写真コンテストなどを実施し、市民と緑の接点を増やすことに取り組みます。



④ 緑に関する顕彰制度の導入

花と緑があふれるまちづくりに対する気運を高めるため、花壇コンクール、ガーデニングコンクールの実施や、緑に関連した自然環境保全活動や緑化活動に対し功績のある個人、企業、団体等を表彰する制度の導入を検討します。

⑤ 緑に関する情報提供

市内外で実施されるイベント、市民の緑化活動の取り組みなど、緑に関する情報を市の広報紙やホームページを通じて広く市民に提供します。

3 確保すべき緑地等の目標水準の考え方

将来的な市街化の進展に伴い、緑については減少していくことが想定されますが、緑地保全および緑化推進施策として、都市公園の整備推進、今ある緑を市民緑地契約などの手法を用いながらより持続性を担保された緑地として確保していくことに取り組み、また、緑そのものを増やすため、公共施設や民有地における緑化を推進し、失われていく緑地を補完していくことに努めながら、目標年次においても現況の緑地量を維持することをめざします。

■都市公園の整備目標 市民一人あたりの都市公園面積

現況（平成14年） 7.78 m²/人 → 目標年次（平成37年） 10.0 m²/人

■都市内の緑地 都市計画区域内の緑地率

現況（平成14年） 52.2% → 目標年次（平成37年） 52.2%

		現況 2003年 (平成14年)		中間年次 2015年 (平成27年)		目標年次 2025年 (平成37年)	
		都市計画区域		都市計画区域		都市計画区域	
		整備量	整備水準	整備量	整備水準	整備量	整備水準
		面積(ha)	(m ² /人)	面積(ha)	(m ² /人)	面積(ha)	(m ² /人)
施設 緑地	都市公園	151.34	7.78	186.00	9.30	200.00	10.00
	公共施設緑地	94.90	—	94.90	—	101.90	—
	民間施設緑地	545.73	—	547.23	—	548.73	—
	施設緑地計	791.97	—	828.13	—	850.63	—
地域制緑地計		8,036.10	—	7,999.60	—	7,977.10	—
施設緑地と地域制緑地の重複			—		—		—
緑地総計		8,828.07	—	8,827.73	—	8827.73	—
人口		都市計画区域	194,490人	都市計画区域	200,000人	都市計画区域	200,000人
面積		都市計画区域	16,916ha	都市計画区域	16,916ha	都市計画区域	16,916ha
緑地の確保目標水準		都市計画区域面積 に対する割合	52.2%	都市計画区域面積 に対する割合	52.2%	都市計画区域面積 に対する割合	52.2%

4 緑地全体配置図

前項までに掲げた緑地保全、公園整備、都市緑化に関する施策を展開することにより、これらが水と緑の環境軸によってつながれた緑あふれるまちづくりの実現をめざします。

